

## 令和8年度 滋賀県地域医療研修事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、将来、本県の地域医療に従事する医学生を確保するため、医学生および県内高校生等に対し本県の地域医療へのモチベーションを喚起する事業に対し、予算の範囲内で滋賀県地域医療研修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、滋賀県内の医療関係団体および滋賀県内の病院とする。

### (補助対象事業および補助金の額等)

第3条 補助対象事業および補助金の額等は、別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付申請は、別記様式第1号の交付申請書に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

### (交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

### (交付の条件)

第6条 補助金の交付の決定には、規則第5条第1項により次の条件を付するものとする。

- (1) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (2) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

### (計画の変更および中止の承認等)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに変更（中止）承認申請

書（別記様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）実施計画を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更は除く。

（2）事業を中止または廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合は、条件を付することができる。

#### （実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日、または翌年度4月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

#### （補助金の交付方法）

第9条 補助金は、補助事業の完了後、精算払とする。

#### （補助金の額の確定）

第10条 知事は、第8条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

#### （消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合も含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助事業実施者が全国的に事業を展開する組織の一支部（または一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額を県に返還しなければならない。

#### （検査）

第12条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(補助金にかかる帳簿等の保存年限)

第13条 補助事業者は、補助金に係る帳簿および証拠書類を、当該補助事業の完了後、5年間保存しなければならない。

(書類の提出)

第14条 この要綱に定める書類は、正本一部を滋賀県健康医療福祉部医療政策課に提出するものとする。

(標準処理期間)

第15条 この補助金にかかる標準的な事務処理期間は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定 規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内
- (2) 第7条第1項の規定による変更および中止の承認 同項の規定による申請があった日から起算して14日以内
- (3) 規則第13条の規定による額の確定 第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内

(電子情報処理組織による申請等)

第16条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく計画変更および中止の申請、第8条の規定に基づく実績報告ならびに第11条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金に適用する。

別表（第3条関係）

補助対象事業
滋賀医科大学の医学生、滋賀県出身で他都道府県の大学に通う医学生、県内高等学校に在籍する高校生、その他滋賀県の地域医療に従事する意思のある学生等を対象に、本県の地域医療へのモチベーションを喚起するための研修を実施する事業
補助金の額
<p>1. 交付額は、次に掲げる基準額と対象経費の実支出額とを比較し、少ない額に2分の1を乗じて算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（1）基準額 450千円</p> <p>（2）対象経費 謝金、旅費、使用料（バス・会場借上料等）、役務費（通信費、広告費、保険料等）および需用費（印刷製本費、消耗品費等）</p> <p>（3）対象経費の実支出額 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p> <p>2. 補助事業者が他団体と共催で実施する事業については、当該事業における補助事業者の負担割合に応じた補助とする。</p>
その他
補助金の交付は、補助事業者につき3回を限度とする。